

さが未来アシスト事業費補助金募集要項

1 事業の目的及び概要

(1) 事業目的

市町及びCSO（以下「市町等」という。）が実施する自然、人等の地域資源を活かした自発の地域づくりに関する取組に支援を行い、活力で満たされた魅力ある佐賀県を将来につなげることを目的とする。

(2) 事業概要

事業目的に沿った計画を応募者自身が県に対して書類による応募申請を行い、魅力ある佐賀県の実現に資するものについては、さが未来アシスト事業において、その計画の実施に要する経費の一部を補助するものとする。

2 対象事業

対象事業は、以下の要件をすべて満たす事業とする。

なお、事業のテーマや分野は自由だが、応募可能な件数は、1団体につき1件とする。

(1) 地域の活性化を目的とするもの

(2) 自立的運営を見込んだ新たな仕組みを立ち上げようとするもの又は自立的運営を見込んだ計画の途上にあるもの

(3) 市町が直接若しくはCSOへの助成を通じて実施するもの又はCSOが直接実施するもの

3 補助対象地域・補助申請団体・補助率（補助額）

(1) 補助金の対象地域・申請団体・補助率（補助額）は、次の表のとおりとする。

ただし、CSOについては、佐賀県内に主たる事務所を有する団体に限る。

なお、国、県及びこれらの外郭団体などの補助事業に当該補助金を充当することはできない。

補助対象地域	補助申請団体	補助率（補助額）
実質的過疎地域	市町又はCSO	2分の1以内 （補助上限額 3,000千円以内）
佐賀県中山間地・離島・県境振興対策本部において対象となった地域	市町又はCSO	10分の9以内
実質的過疎地域を含む複数の市町にまたがる地域	CSO	2分の1以内 （補助上限額 3,000千円以内）

(2) 補助金の使途は次に掲げる要件を全て満たさなければならない。

ア 公益的な事業及びそれに伴う必要な経費であること。

イ 特定の個人、企業の財産形成につながる経費でないこと。

ウ 構成員のみを対象とする事業への経費でないこと。

- エ 宗教的、政治的活動のための経費でないこと。
- オ 出資・出捐・貸付及び不動産取得に要するものでないこと。
- カ 事業実施主体の構成員が受領する謝金等でないこと。
- キ その他知事が不相当と認めるものでないこと。

4 応募資格要件

本事業に応募できる者は、次の要件の全てを満たす団体とする。

なお、応募資格要件の確認のため、佐賀県警察本部に照会する場合がある。

- (1) 自己又は団体の構成員等が、次の各号のいずれにも該当しない者。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- (2) 前項のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体ではない者。

5 応募の手続き、スケジュール等

- (1) 募集期間、提出書類、提出部数
 - ア 募集期間
令和3年4月20日（火）～令和3年5月19日（水）（必着）
 - イ 提出書類
 - ・応募申請書（別紙1）
 - ・実施計画書（別紙2-1又は2-2）
 - ウ 提出部数
4部（提出された書類は返却しません）
- (2) 書類の提出方法
郵便、FAX、電子メール、持参のいずれかの方法により、(3)の提出先に提出すること
- (3) 書類の提出先
 - ア 一つの市町で事業を行う場合
当該市町の担当部署（別紙県内各市町担当課一覧）
 - イ 複数の市町で事業を行う場合
佐賀県さが創生推進課 自発の地域づくり担当
- (4) 問い合わせ先
佐賀県 地域交流部 さが創生推進課 自発の地域づくり担当（佐賀県庁新館7階南）

〒840-8570 佐賀市城内1丁目1番59号

E-mail : sagasousei@pref.saga.lg.jp

電話 : 0952-25-7505 (直通) FAX : 0952-25-7423

6 その他

(1) 提案事業の審査

応募された事業は、令和3年5月下旬から6月上旬に開催を予定する審査会（予備審査含む）での書類審査により、採択者を選定する。事業の内容について、5つの評価項目（①獨創性、②新規性、③事業の効果、④実現可能性、⑤継続性）により総合的に審査を行う。

(2) 採択結果の通知

採択結果については、令和3年6月上旬以降に応募者あてに通知する。